

判決年月日	平成21年1月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成20年(行ケ)第10096号		
<p>特許法29条2項について、当該発明が先行技術から容易に想到することができたと判断するためには、当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要であると判示された事例</p>			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

本件は、原告が、回路用接続部材に係る発明の出願について、特許庁の審査官から拒絶査定を受けたため、特許庁にその不服審判請求をしたが、特許庁の審判官から、不服を不成立とする審決を受けたことから、知的財産高等裁判所に対し、特許庁長官を被告として、その審決の取消訴訟を提起した事案である。

本判決は、特許法29条2項について、「当該発明が容易想到であると判断するためには、先行技術の内容の検討に当たっても、当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要である」と判示した。そして、当該事案において、当該発明が先行技術から容易に想到することができたとはいえない旨判断し、当該発明が先行技術から容易に想到することができたと判断した審決を取り消した。